

各介護サービス事業者様

佐世保市保健福祉部
指導監査課長

運営規程の変更に係る変更届出及び指定更新申請関係に係る
提出書類の変更について

平素より、本市の介護保険事業の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記のことについて、平成30年に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」により介護保険法施行規則の一部改正が行われるなど、介護サービス事業所の各種手続きに係る文書等を削減する取組みが進められています。

つきましては、下記のとおり取扱いを変更しますので、今後該当する場合は、お示した取扱いでご対応をお願いします。

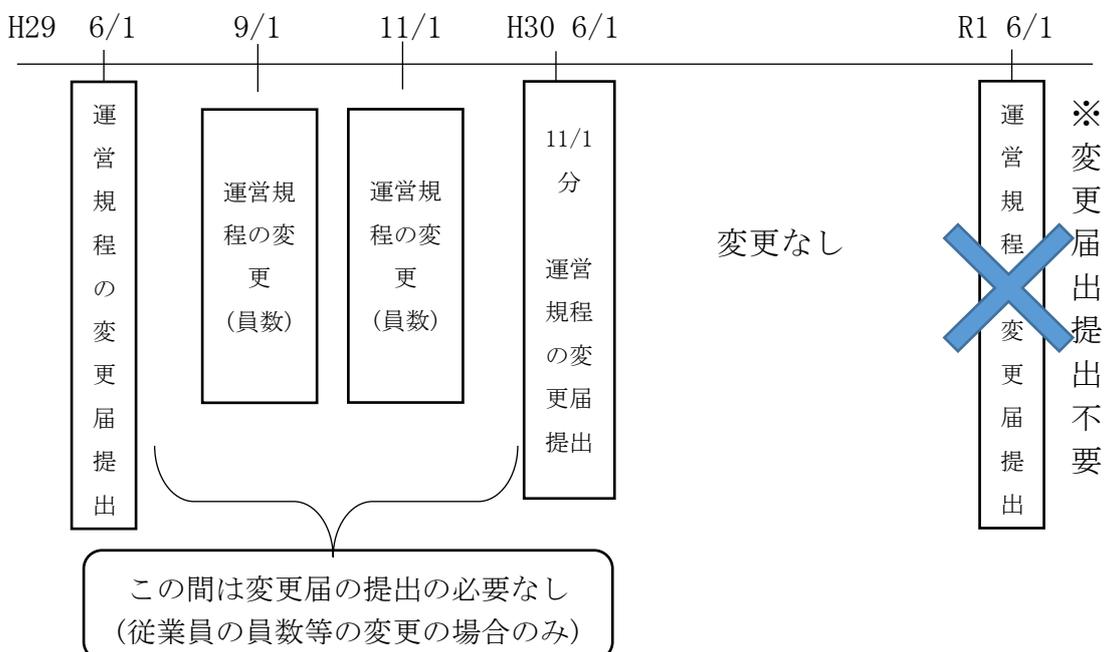
記

1. 運営規程の変更（従業者の員数等）に係る変更届の提出について

介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院を除く各介護サービス事業所においては、運営規程の内容のうち、人員基準を満たした上での「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に関する届出は1年のうちの一定の時期を行うことで構いません。（時期は各事業者で任意に設定可能です。）

※介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院については、変更許可が必要となります。

（例）



2. 指定更新申請関係に係る提出書類の変更について

更新申請に係る関係書類について、提出書類の一部を変更がない場合省略できる扱いに変更しています。

市のホームページに掲載の資料を更新していますので、確認のうえご利用ください。

以 上